

第34回 架け橋美術展 開催趣旨

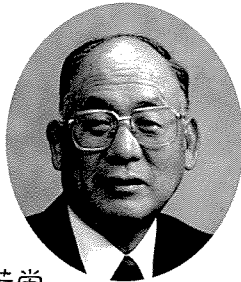
長年続いた「らい予防法」が1996年4月に廃止されてから22年目を迎えました。「らい予防法」はハンセン病患者の方々と家族を引き離し、社会との関係をも奪ってしまう法律でした。1943年にはプロミンという優れた薬が開発され、多くの方が完治されても法律はすぐに廃止されませんでした。この法律による「強制隔離政策」は、多くのハンセン病回復者の方々の命と人権を奪うとともに、社会の差別と偏見をさらに助長することになりました。

本年は、「人間回復の橋」と呼ばれる邑久長島大橋が開通して30周年を迎えます。わずか30メートルという島と本州との距離が、過った隔離政策の象徴であり、社会とのつながりを一方的に断たれた歴史を物語っています。そして、1988年5月9日の開通を迎えるまでには、長年に及ぶ入所者の方々と家族の闘いがあり、その苦勞を風化させてはなりません。2008年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が制定され、療養所施設を地域に開放するなど、地域との共生を図り、住民との交流を一層推進する取り組みが進められています。

ハンセン病の後遺症によるさまざまな身体の不自由さや困難を乗り越え、人間らしく生きることを追求する中で製作された美術作品を広く伝えながら、啓発・交流することによって、ハンセン病問題の正しい知識と理解を深め、回復者の方たちと私たちの架け橋になることを目的に本美術展を開催します。

人間の尊厳を求め続け、差別のない「佳き日」に向かって闘い続けるハンセン病回復者の方々と思いを一つにし、あらゆる差別の撤廃、人権文化の昂揚にむけた取り組みをより一層進めていくきっかけとなればと願うものです。

部落解放同盟奈良県連合会 執行委員長 川口 正志



奈良県連再建60周年の節目に「架け橋美術展」を開催させていただくことは大変意義深いものです。厳しい差別と闘ってきた苦勞と歴史を決して風化させてはなりません。「人間としての誇り」「熱と光」を感じる力強い作品を通してハンセン病回復者の方々と絆を深め、人間の尊厳が大切にされる社会実現への熱き思いを共有し、あらゆる差別の撤廃と人権文化の昂揚にむけた取り組みを一層前進させてまいりましょう。

架け橋 長島・奈良を結ぶ会 会長 稲葉 耕一



1998～2001年の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」と原告全面勝訴は、ハンセン病問題に無知・無関心だったマスコミを含む多くの国民への啓発となりました。1979年にハンセン病回復者の方との交流を目的に会を発足させ、3年後に美術展を開催、多くのご支援を得ながら、34回目を迎えることができました。厳しい隔離の中、困難を乗り越えて創作された作品の生き生きした輝き、人間としての誇りを鑑賞して下さい。

会場までのご案内

◎御所市人権センター
御所市柏原 235 (☎0745-65-2210)

◎水平社博物館
御所市柏原 235-2 (☎0745-62-5588)

○京奈和自動車道御所区間「御所IC」より東へ1.2km。

○最寄り駅「JR掖上(わきがみ)駅」下車、1.2km。

○最寄バス停「郡界橋」奈良交通バス下車、0.5km。

※近鉄樫原神宮前駅(西口)より、奈良交通路線バス「近鉄御所駅」行(系統番号53) 乗車15分。

※近鉄御所駅より、奈良交通路線バス「八木駅(樫原神宮駅西口経由)」行(系統番号53) 乗車13分。

